

一般社団法人日本外傷学会専門医制度規則

第1章 総則

- 第1条 この制度は、重症外傷等に関する医学の進歩を促し、外傷医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 この制度に定める専門医とは、重症外傷患者の系統的な初期診療、根本治療並びに急性期管理を的確に実施し、それらに関する科学的検証を行うことができる者とする。
- 第3条 一般社団法人日本外傷学会（以下日本外傷学会と略記）は、前条の目的を達成するため、この規則により外傷専門医（以下専門医と略記）を認定する。

第2章 専門医制度を運用する機関

- 第4条 日本外傷学会は、専門医制度の運用に当って専門医委員会を設置する。
- 第5条 専門医委員会は、以下の業務を行う。
- 1) 専門医制度の運用と管理を行う。
 - 2) 専門医ならびに外傷専門医研修施設（以下専門医研修施設と略記）の認定審査と更新審査を行う。

第3章 専門医申請資格

- 第6条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。
- 1) 日本国の医師免許を有すること
 - 2) 申請時において5年以上引き続いて日本外傷学会の会員であること
 - 3) 卒後初期臨床研修終了後5年（通算7年）以上の臨床経験を有すること
 - 4) 日本外傷学会が認定する専門医研修施設またはこれに準じる外傷診療施設において必要な外傷診療を行い、必要な経験と学識技術とを修得していることと認められること
 - 5) 十分な学術活動を行っていること

第4章 専門医の認定

- 第7条 専門医の認定を申請する者は、細則に定める専門医申請書類と認定審査料を専門医委員会に提出し、試験を受けなければならない。
- 第8条 専門医委員会は、毎年1回、専門医申請者に対して申請書類による審査と試験を行う。
- 第9条 専門医委員会は、専門医としての適否を審査し、その結果を代表理事に報告する。
- 第10条 代表理事は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者を専門医として認定・登録し、専門医認定証を交付する。

第 11 条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第 12 条 専門医認定証の有効期間は、交付の日より 5 年とする。ただし、本規則第 6 章第 20 条の規定によって、専門医がその資格を喪失した場合、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

第 5 章 専門医の更新

第 13 条 専門医は、専門医資格取得後 5 年ごとにこれを更新しなければならない。

第 14 条 専門医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類と更新審査料とを専門医委員会に提出しなければならない。

第 15 条 専門医委員会は、毎年 1 回、専門医更新申請者に対して更新審査を行う。

第 16 条 専門医委員会は、審査の結果を代表理事に報告する。

第 17 条 代表理事は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者の認定・登録を更新し専門医認定証を交付する。

第 18 条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 19 条 海外留学、病気その他専門医委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は、専門医資格は有するものとする。

第 6 章 専門医資格の喪失

第 20 条 専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 日本国の医師免許を喪失・返上したとき、または取り消されたとき。
- 2) 専門医の資格を辞退したとき、または専門医の認定を取り消されたとき。
- 3) 日本外傷学会の会員資格を喪失したとき。
- 4) 専門医の更新をしなかったとき、または更新を認められなかったとき。

第 21 条 専門医の更新審査にて不合格となった者は、その専門医資格を 2 年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、専門医委員会および理事会の議決によって認定を喪失する。

第 22 条 専門医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただしこの場合、その専門医に対し弁明の機会が与えられなければならない。

第 7 章 専門医研修施設

第 23 条 日本外傷学会は、次の各項の条件をそなえ、専門医育成にふさわしい医療施設を専門医研修施設として認定する。

- 1) 外傷診療活動の実績を有していること。

- 2) 外傷診療に関する教育指導体制がとられていること。
- 3) 外傷診療に必要な診療機器などが整備されていること

第8章 専門医研修施設の認定

- 第24章 専門医研修施設の認定を受けようとする施設は、細則に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。
- 第25条 専門医委員会は、専門医研修施設として適当と認めた施設を代表理事に報告する。
- 第26条 代表理事は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その施設を専門医研修施設として認定し、専門医研修施設認定証を交付する。
- 第27条 専門医研修施設認定証の有効期間は、その交付より3年とする。

第9章 専門医研修施設の更新

- 第28条 専門医研修施設は、資格取得後3年ごとにこれを更新しなければならない。
- 第29条 専門医研修施設の更新を申請する施設は、細則に定める申請書類を専門医委員会に提出しなければならない。

第10章 専門医研修施設の解除

- 第30条 専門医研修施設は、次の理由により認定が解除される。
- 1) 本規則第7章第23条に該当しなくなったとき。
 - 2) 専門医研修施設の認定を辞退したとき。
 - 3) 専門医研修施設の更新を行わなかったとき。

第11章 附則

- 第31条 この規則は、専門医委員会、理事会および社員総会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。
- 第32条 この規則を施行するため、別に細則を定める。
- 第33条 この規則は、平成21年2月19日から施行する。